

## 教員の養成に係る組織

組織名	教職課程委員会
目的	本学に学長の諮問機関として、学部及び研究科の教職課程の円滑な運営を図ることを目的とする。
取扱事項	<p>教職課程委員会は次の事項について審議する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職に関する学科目編成の、立案に関する事項</li> <li>(2) 教育実習の計画、指導及び運営に関する事項</li> <li>(3) 教員免許状の下付申請に関する事項</li> <li>(4) 教職課程の運営に必要な事項</li> <li>(5) 教職課程の自己点検に関する事項</li> <li>(6) その他学長の諮問事項</li> </ol>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副学長</li> <li>・ 教育学部長</li> <li>・ 学長が指名する教職に関する専門教育科目担当の専任教員</li> <li>・ 教職課程を保持する各学科及び各専攻の専任教員からそれぞれ1名</li> <li>・ 学生支援部長</li> <li>・ 修学支援室長</li> </ul>

組織名	教職センター
目的	教職課程委員会規程第6条に定める事項について、学長の命を受け、教職課程を履修する学生に対して実質的に必要な取り組みを企画実施し、学科ごとの教職課程の質の標準化均一化に資することを目的とする。
取扱事項	<p>教職センターは次の事項について取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職課程、保育士養成課程を履修する学生に対しての個別相談・指導等支援に関すること</li> <li>(2) 教職課程、保育士養成課程におけるカリキュラム及び指導体制の検討案の策定、点検及び評価に関すること</li> <li>(3) 教職課程、保育士養成課程の教員へのFDに関すること</li> <li>(4) 授業科目シラバスに含めるべき内容の、点検に関すること</li> <li>(5) 教職課程、保育士養成課程の履修指導に関すること</li> <li>(6) 教育実習等、介護等体験、保育実習に関すること</li> <li>(7) 教職履修カルテに関すること</li> <li>(8) 教員採用試験に向けた対策支援及び情報提供に関すること</li> <li>(9) 教員免許状の一括申請及び保育士資格申請に関すること</li> <li>(10) 課程認定申請等に関すること</li> <li>(11) 教職課程を履修する学生及び保育士養成課程を履修する学生による、教員養成及び保育士養成に関連する地域及び教育委員会等との連携に関すること</li> <li>(12) 教職センターが管理保管する資料等の、学生への閲覧及び貸出に関すること</li> <li>(13) 本学卒業生に対する、センター長が必要と認める事項</li> <li>(14) その他、教職センターの目的を達成するため、学長の命を受け、センター長が必要と認める事項</li> </ol>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育学部長</li> <li>・ 教職課程委員長</li> <li>・ 幼稚園教諭教職課程及び保育士養成課程から2名以上</li> <li>・ 小学校教諭教職課程から2名以上</li> <li>・ 中学校高等学校教諭教職課程から2名以上</li> <li>・ 学生支援部長</li> <li>・ 修学支援室長</li> <li>・ 必要な職員</li> <li>・ その他学長が必要と認めた者</li> </ul>